

令和3年 1月15日

保護者 様

埼玉大学教育学部附属特別支援学校

校長 吉川はる奈

緊急事態宣言を受けた本校の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解、ご協力いただき、深く感謝申し上げます。1月8日に1都3県に発出された緊急事態宣言後も、依然、日々の感染者数は高い数値で増加している状況にあります。

本校の対応につきましては、1月6日に一斉メールにてお知らせしました通りですが、現状を踏まえ、別紙(裏面)のような対応を取りたいと思います。

学習活動などもいろいろな変更や制限がついてまいりますが、緊急事態宣言解除までの対応として、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

別紙

1. 本校の基本的方向性

今年度の基本的方針である「リスクを最小にしての実施」はこれからも堅持。

- (1) 登校時の健康観察・校内行事等の制限と工夫（感染源を絶つ）
- (2) 手洗い・消毒・集団学習や学習内容の制限と工夫（感染経路を絶つ）

2. 緊急事態宣言に備えた基本方針

緊急事態宣言中（現時点では、2月7日まで）は、原則、以下のようにする。

- (1) 期間内の校外学習の中止。
- (2) 不急の校内行事は期間中には実施しない。
- (3) リスクの高い活動は自粛、もしくはリスクを下げる工夫をする。
（下げられないものは実施しない）
高等部宿泊学習（一つの部屋で睡眠をとることとなり、中止）
調理・狭い空間での合唱・密となる運動
- (4) P T A関係
 - * 1月16日（土）P T A理事会は、来校せずメール連絡等での実施。
 - * 1月17日（日）しいの木林を守る会の奉仕作業、1月25日（月）P T Aの奉仕作業は、中止。
- (5) 授業の参観について
 - * 屋外（教室外）から、距離を取って（児童生徒との距離、参観者同士の距離）、会話は控えていただく。※状況掌握のため、参観希望は、前日までにお知らせください。

3. 補足事項

* 学部の発達段階に応じた対応について

緊急事態宣言中の活動方針については上記のとおりですが、学部の発達段階や集団の状況に応じて、安全確保や感染拡大防止策として、さらに厳格な対応を取らざるを得ない状況もあります。そのような場合は、学部ごとに別途連絡いたします。

* 教育実習について

1月8日から実施している教育実習(応用実習Ⅱ)の実習生は、2週間前からの検温で異状のないことの確認された学生たちですので、予定通り1月22日まで実施します。なお、実習の範囲は学部ごとで、常時、マスク着用です。また、今回に限り、マスクを外す可能性のある給食指導実習は行わず、別室で食事をするようにします。

* 登下校について

登下校につきましては、12月18日にお配りしたお知らせのとおりです。緊急事態宣言解除後も引き続き、ご協力をお願いいたします。（①8：50～ 9：10を目安の時差登校、②学部ごとの下校時刻、③事前申請による車での送迎、及び来校時刻）